

平成29年6月定例会代表質問

<質問項目>

- 1 協働のまちづくりについて
- 2 DV防止基本計画と第3次男女共同参画プランについて
- 3 今後の空き家対策について
- 4 保健所設置に向けた作業状況と今後の課題について
- 5 子どもの活躍の場をつくることについて
- 6 路上喫煙禁止指定区域の拡大について
- 7 産婦健康診査事業について

Q1 協働のまちづくりについて

昨年度スタートした第6次甲府市総合計画においても明確に位置づけされているとおり、「協働のまちづくり」は、高度経済成長が終焉し、これまでの「右肩上がりの時代」の行財政運営のシステムからの転換を余儀なくされる時代の中心のかつ重要な考え方であることは疑いの余地のないところだと思います。

改めて協働という概念を振り返ると、「多様な考え方や属性を持つ主体が、共通の課題や目標のもと、その公共的な目的を達成するために、お互いの特性や差異を認め合って対等な立場でそれぞれの役割を担いながら取り組んでいくこと」といわれています。

これをまちづくりの考え方の根底に置くのは、何といたっても市民ニーズが多様化する中、地域課題等に的確に対応し解決していくうえで、その主体となるのは行政ではなく地域であるべきだ、という思想に基づくものといえます。

「右肩上がりの時代」での中心の考え方は、私自身の認識からいえば、好調な財政をバックにした行政主体の課題解決だといえます。事務事業等が「行政サービス」という言葉で置き換えられ、各自治体ともいかにして良質で多くのサービスを提供するか、ということに腐心してきた感があります。

今思えば、その特徴的な事例が「すぐやる課」とか「なんでもやる課」といった組織ではなかったかと思います。実に納税者側から見れば何とも頼もしく、かつ税が自分たちのために使われて

いるという意識をくすぐる名称です。

しかしながら、結果として本来の役割を超えて「手を出しすぎ」、次第に地域の課題解決の意欲や能力を低下させてしまったのではないか。地域における人間関係の希薄化もあり、自分たちで解決するわずらわしさから解放され、知らず知らずのうちに「依存意識」が蝕み、主体性とか自主性といった本来的に備えていた古きよき伝統が阻害されてきたのではないか。

「右肩上がりの時代」においては経済成長による豊富な「財の分配」という形での行政主導型の課題解決が可能であったのに対して、今や人口減少、少子高齢化といったネガティブ要因から「負担の分配」がある面中心的な課題へとシフトする現代にあっては、地域の課題解決の手法自体ももはや行政主体だけでは存立しえないものとなっています。

協働のまちづくりは、こうした事情を背景に、地域の多様性に
応じた課題解決を通じてその内発性、自主性を再び引き出し、地
域の活性化に資するうえで極めて有益な考え方であるといえます。

ちょうど10年前の9月定例会、初登壇の議会で、この考え方
を取り上げました。引用させていただくと、

「今後のまちづくりは、行政と住民が互いの役割と責任を認識す
る中で、知恵と力を出し合い緊密な連携を図っていくことが必要
であります。とりわけ、自分たちのまちは自分たちの手でという
当事者意識の高揚と役割分担の明確化は、地域の課題解決能力を

高め、地域力の回復という観点から、極めて重要であると思います。特に、役割分担の点については、行政主体から地域主体へのパラダイム・シフト、すなわち発想の転換を進め、これまで行政が担っていた分野についても、地域が主役という観点から見直す必要があると考えます。」と。

当時に比べると今は、地方消滅といった危機意識の共有、人口減少、少子高齢化が大きな課題として日本を覆う状況にあり、またものの考え方も格段に多様化が進んでいます。

こうしたなかにあっては、まちづくりの主体をはじめ手法や内容等について時代に即したものに改めて再構築していく必要があると考えます。

特に、「自分たちのまちは自分たちで」という当事者意識の醸成はふるさと甲府への愛着、帰属意識を育むものと信じてやみません。

こうふ未来創り重点戦略プロジェクト【2016 年度改定】においても、地域協働社会の再構築として「協働のまちづくり」が位置付けられ、昨年度実施の市民アンケートを踏まえ、今年度基本方針の見直しと行動計画の策定が予定されていると伺いました。

そこで、市民アンケート結果の概要とこれをもとにどのように基本方針を見直すのか、及び行動計画についてどのように策定していくのか、その基本的な考え方について、市長のお考えを伺います。

A 1 市長（樋口雄一君）

未来に希望の持てるまちを創造するためには、自治会組織の皆様を初め、企業やNPOの方々とともにさまざまな課題に取り組む協働によるまちづくりは、大変重要であると常々考えております。こうしたことから、私は市民の声を原点としたまちづくりを基本に据え、市民との対話を大切にするとともに、市民の視点に立った市政運営に取り組んでおり、昨年は第六次甲府市総合計画の説明会を市内31地区29会場におきまして開催したところがあります。

こうした中、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化、高度化といった社会構造や市民意識の変化に適切に対応するため、平成16年に策定した甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針の改定及び新たな行動計画を本年策定することといたしました。基本方針の改定及び行動計画の策定に当たりましては、学識経験者や自治会、ボランティア団体関係者、公募市民などで構成する甲府市協働のまちづくり推進委員会や、庁内組織であります甲府市協働推進庁内検討委員会におきまして、現在、協議・検討を重ねるとともに、市民の皆さんの意向を把握し、幅広い意見を反映するため、市民アンケートを実施いたしました。

市民アンケートでは、協働によるまちづくりを推進するに当たり、協働に対する認識が低いこと、市民が望んでいる協働の分野

は福祉・防災が上位であること、市民活動の各分野において市民の参加が少ないこと、市民活動を始めるきっかけづくりや、活動団体に関する情報の発信、活動に参加できるような仕組みづくりが求められていることなど、多くのことが浮き彫りになりました。

こうした点を踏まえ、今回の基本方針では、市民の皆様へ協働への理解を深めていただく必要性や、情報を共有することの重要性を認識し、基本方針の基盤づくりといたしまして、市民の皆様への意識の醸成と、人材育成や組織的な仕組みづくりを新たに盛り込むこととしております。

今後におきましても、第六次甲府市総合計画の都市像であります「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」の実現に向け、市民の皆様とともに考え、ともに行動する、そんなまちづくりを目指して、市民の皆様とともに歩んでまいります。

Q2 DV防止基本計画と第3次男女共同参画プランについて

平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、被害者の救済の一層強化のため、平成19年に改正され、市町村においてもいわゆるDV防止に関する基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたところです。

さらに平成26年1月には再度改正され、いわゆるデートDVにまで適用範囲が拡大されました。

こうした主として経済的自立が困難な女性が被害者であることを想定し、人権保護という観点から幾度か改正された法の趣旨に鑑み、また平成２５年に男女共同参画都市宣言を実施した本市に鑑み、ＤＶ防止基本計画について、平成２６年３月定例会で早期の策定を提言したところです。

当時策定済みの自治体は県内でわずか２団体、また折しも山梨県が平成２６年度からの第３次ＤＶ防止計画を策定した時期でもありました。

答弁で「第３次こうふ男女共同参画プラン」の策定と併せて策定すると、当時の市長から明言していただき、こうした経緯により、今般両計画が策定公表されたところです。

この間、社会経済情勢は加速度的に変化し、少子高齢化に加えて、平成２７年国勢調査で人口が初めて減少に転じるなど、人口減少局面が顕著となって現れ、我が国はかつてない大きな困難に直面しているところです。

各自治体が人口ビジョンとこれを踏まえた総合戦略を策定し、人口減少に立ち向かうとともに、国では、１億総活躍社会を掲げ、とりわけ平成２７年９月には、いわゆる女性活躍推進法を制定し、これまで以上に社会の活力維持のために女性の職業生活を後押しするなど、より一層女性に光を当てる政策の推進が図られています。

また、いわゆる増田レポートが若年女性の減少を消滅可能性都

市の要因として挙げており、今後ますます女性の活躍を国、地方挙げて後押しすることが求められています。

こうした中で公表された両計画はまことに時宜を得たものですが、計画の目指すところと今後の具体的な取り組みについて、当局のご所見を伺います。

A 2 市民部長（塚原 工君）

急速な少子高齢化の進行や人口減少問題の深刻化、雇用形態の多様化と貧困・格差の拡大など、社会経済情勢が大きく変化する中、性別にかかわらず社会のあらゆる分野においてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める推進計画を包含した第3次こうふ男女共同参画プランを本年3月に策定いたしました。

また、本プランの部門計画として配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者等からの暴力を防止し、被害者への支援を目的に甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画、いわゆる甲府市DV防止基本計画もあわせて策定いたしました。

それぞれの具体的な取り組みといたしましては、まず第3次こうふ男女共同参画プランでは、啓発・広報の強化はもちろんのこと、家庭・学校・生涯学習等における男女平等教育の推進、男女

の健康づくりのための保健・健診体制の充実、男女均等な雇用機会及び待遇確保などについて推進を図るとともに、推進体制として関係機関と連携・協力を図ってまいります。

次に、新たに策定いたしました甲府市DV防止基本計画では、配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成、被害者への相談支援の充実及び安全の確保、被害者の自立支援の充実などの5つの基本目標の施策を推進するため、新たな取り組みとして女性に対する暴力をなくす運動期間に街頭での啓発を行うとともに、リーフレットなどを活用した相談窓口の周知、甲府市女性総合相談窓口の充実や法テラスなどとの連携強化、緊急時における安全確保体制の整備、自立支援として母子生活支援施設等への入所の措置などについて取り組んでまいります。

今後につきましても、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現には、一人一人の意識改革が必要でありますことから、市民並びに事業者の皆様の一層の御理解と御協力のもと、各種事業を推進してまいります。

Q3 今後の空き家対策について

人口減少や少子高齢化などの社会構造の変化、また新築住宅への住み替え等により、今後ますます空き家は増加することが予想されます。

改めて指摘するまでもなく、空き家の増加は、防災力の低下や、不法侵入などの犯罪の誘発の危険、ゴミの不法投棄による住環境の悪化など、市民生活へ少なからず悪影響を及ぼします。

管理不全の空き家はやがて老朽化し倒壊の危険を招くなど、近年、主を失った家屋は地域住民にとっても大きな課題となっており、こうした課題の解決を目指して、国では「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を平成27年5月に施行し、危険な空き家に対する自治体の対応に関して法的根拠を明確にしたところで

す。

一方、10年前にネットカフェ難民や派遣村など低所得者の住宅問題がクローズアップされたことを受け、住宅の確保が困難な高齢者や障がい者、子育て世帯に質の高い賃貸住宅を優先的に供給できるよう、わが党が推進したいいわゆる住宅セーフティネット法が制定されましたが、今日空き家問題が大きな課題となっていることに鑑み、住宅セーフティネットの一層の強化に資するための空き家等の利活用をうたった、いわゆる改正住宅セーフティネット法がこの4月に成立し、今秋から運用されることとなっています。

この改正法では、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者・低所得者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を促進する賃貸住宅の登録制度の創設や、登録住宅の改修・入居への財政的支援、家賃債務保証の円滑化など、福祉部門と住宅部門の一層の

連携強化に向けて、国と地方自治体との役割分担を定めています。

本市でもこれまで、「甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」の制定、「甲府市空家等対策計画」の策定など、増加する空き家の効果的な利活用や危険空き家に関する取り組みが鋭意なされていますが、今後住宅セーフティネットの趣旨を考慮した取り組みも考える必要があると思います。

そこで、人口減少、少子高齢化に加えて世帯数の減少も予想される中、老朽化して危険な空き家への対応及び改正住宅セーフティネット法を踏まえた空き家対策について、ご所見を伺います。

A 3 市長（樋口雄一君）

近年、地域における人口減少・少子高齢化の進行に伴い、空家等が年々増加をしていることから、本市では甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例に基づき、本年3月に甲府市空家等対策計画を策定したところであり、本年度から鋭意取り組みを進めることとしております。

特に危険な空家等の解消は喫緊の課題であることから、この計画に基づき、現地調査等による空家等の実態把握を7月から行い、特定空家等の早期認定と、法令等に規定された手続きにのっとり、その対応を進めてまいります。

また、これまで空家等に関する相談に複数の課で対応をしておりましたが、空家等相談のワンストップ窓口として空き家対策課

を設置したことから、その周知に努めるとともに、管理不全の空家等の増加を抑制する必要があることから、空家等の定期的な点検など適切な管理を促進するため、甲府市シルバー人材センターと連携を図ることといたしました。

こうした管理不全な空家等の解消のほか、空家等の活用の促進についても、空家等対策の大きな柱となっておりますことから、甲府市空家等対策計画に空家等の活用につながる各種取り組みを位置づけ、その推進を図っているところであります。

一方で、低額所得者など住宅の確保が困難な方への支援も、住宅政策上重要な課題となっており、国はそうした住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅の供給の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正し、これを新たな住宅セーフティネット制度として国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとしております。

この新たな住宅セーフティネット制度においては、賃貸住宅の供給促進を図る際、民間の住宅ストック、とりわけ増加傾向にある民間の空き家・空き室の活用が想定されておりますことから、これを空家等対策の活用促進に向けた取り組みの1つとして捉えることで、住宅供給と空家等対策といった政策間連携が図れることと考えております。

現時点では、新たな住宅セーフティネット制度にかかる賃貸住宅の登録を、都道府県、政令市及び中核市が実施することとなっ

ておりますので、平成31年に中核市移行を目指す本市といたしましては、国の動向を注視する中で山梨県と協議し、住宅確保要配慮者に対する住宅の供給の目標や、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項などを定めるための計画の策定に取り組んでまいります。

今後も関係機関との連携強化を図りながら、安全で良好な住環境を確保し、誰もが住みよいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

Q4 保健所設置に向けた作業状況と今後の課題について

(1) これまで本会議において幾度となく議論されてきた保健所設置についてです。平成31年4月の中核市移行を目指すうえで必置条件とされる保健所ですが、身近な基礎自治体が設置するメリットはやはり市民生活と密着した機関によるきめ細かな対応と利用する側の気安さにあると思います。

また、今後の地域包括ケアシステムの円滑な構築の上からも医療・介護の連携をスムーズに実現するための機関として大きなメリットがあると思われます。

一方で業務の専門性ゆえの人材確保の課題とノウハウ活用策など開設後の円滑な業務運営を実現するうえで万全の準備が求められることは言うまでもありません。

私もかつて県庁職員時代に保健所業務と関連が深いセクション

に在籍したことがあります。当時の保健所に抱いていたイメージは、いずれも地域保健に関する専門家集団ということであり、業務の難しさにもかかわらず、円滑に事務を進めていたことに感服していたところです。

この保健所をわが甲府市が中核市移行とともに市立として設置するということに、大きな期待を寄せるとともに準備の状況について常に気にかけてきたところです。

医療面の業務も新たに委譲されることから、医師会等医療関係機関との連携もこれまで以上に緊密にすることが求められ、特に精神保健医療の業務も加わってくることから、精神保健福祉法に定める「通報」等に係る手続きへの適切な対応については特に気にかかるところです。

こうした点について、平成31年4月開所に向けた現在の作業状況をまずお示し願います。

(2) 続いて、保健所業務のうち、動物の愛護及び管理について、今後の取り組み方向をお伺いします。

特に、犬猫の引き取り業務についてです。

県のホームページからの引用ですが、

「飼い主には、飼っている犬や猫を最期まで飼養及び管理を行う責任があります。しかしながら、何らかの事情により、どうしても飼い続けることができなくなり、引き取りを希望するときは、

県の保健所又は動物愛護指導センターで事前の相談に応じています。

なお、引取った犬や猫は、不幸にも致死処分となってしまいます。」

4年前に動物愛護管理法が改正され、販売業者を含め安易な飼育放棄を規制し、責任を全うさせるため、飼い主や業者から自治体に持ち込まれた犬猫について、相応の理由がない場合は自治体が引き取りを拒否できるとされました。

しかしながら、依然として保健所には相当数の犬猫が持ち込まれており、里親等が見つからない場合は、不幸にも殺処分となっています。特に高齢単独世帯の増加は、飼い主の施設入所等により飼育継続が困難になった場合に新たな問題が提起されています。

本市が保健所を設置するとき、いやがおうでも直面する問題です。

そこで、まず、こうした犬猫の引き取りについてどのように対応していくのか、例えば市独自の動物愛護センターを設置していく等、ご所見をお伺いします。

先日、地元池田公園に住み着いている猫について周辺にお住まいの方から「地域猫」を目指した取り組みをやりましょうとお誘いを受けました。

笛吹市のボランティアグループの力をお借りして、住んでいる

猫 7 匹について不妊去勢手術を施し、かつボランティアを募集して餌やり、糞尿管理の取り組みを始めました。

周辺自治会に説明して組回覧を回してもらったところですが、最初に反応があったのは、捕獲して保健所に連れて行ってくれ、というものでした。

この一言がまさに現状を雄弁に物語っています。多くの方々に理解をいただくにはまだまだ時間がかかることを実感しています。

こうしたことから、この保健所設置を契機に、これ以上不幸な犬猫を増やさないという動物愛護管理法の理念の一層の浸透を図ることは極めて重要と考えます。そのため、この際いわゆる殺処分ゼロの動物共生社会を目指す取り組みをスタートさせるべきだと思います。

この点について、当局のお考えをお聞かせ下さい。

A 4 - 1 福祉保健部長（相良治彦君）

平成 3 1 年 4 月の中核市移行に伴い、本市が設置する保健所に関する移譲事務につきましては、本年 3 月末時点で 1, 2 9 6 事務が山梨県から移譲される予定となっております。そのうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務としましては、精神障がいによって自分自身を傷つけたり、他人に害を及ぼすおそれがある者を発見したときの警察官からの山梨県知事への通報

の経由や、精神障がい者やその家族等からさまざまな相談があった場合への対応などを、本市が担っていくことになります。

こうした事務の課題としては、警察官からの通報については、まず市保健所が受理することとなりますので、措置入院等の権限を持つ県知事に、正確かつ迅速につなげることと、退院後の支援においては、通報となった症状の概要や入院の経過などを踏まえ対応することが重要でありますので、山梨県や警察及び医療機関などとの連携について協議を進めているところであります。

次に、精神障がい者などからの相談に関する課題については、その内容が心の健康づくりや適切な治療の選択及び社会復帰のための相談など、保健・医療・福祉分野の広範にわたりますので、他職種が連携し対応する体制の構築について検討しているところであります。

また、これらの事務に携わる職員体制を整備するため、精神保健福祉士の資格を持つ精神保健福祉相談員を配置することとし、本年10月から山梨県へ実務派遣をするなど、必要な技術も習得し、幅広い相談に対応できるよう取り組んでまいります。

さらに、より複雑で多様な相談に対応するためには、専門的な見地での支援が不可欠であることから、精神科の嘱託医師を配置することも検討しているところであります。

今後におきましても、きめ細かな市民サービスの提供に向け、継続して職員のスキルアップを図る中で、緊急時を含め、迅速で

適切な対応ができるよう、引き続き山梨県などと詳細な協議を行い、精神保健福祉サービスの更なる充実に向けた準備を行ってまいります。

A 4 - 2 環境部長（飯田正俊君）

本市では現在、動物愛護に関する業務として、狂犬病予防法に基づく犬の登録事務、狂犬病予防集団注射の実施、飼い主のいない猫の繁殖を抑制するための不妊・去勢手術費補助金制度、甲府市環境保全条例に基づく飼い主に対する動物の適正管理義務の啓発活動などを行っています。

中核市移行に当たり、現在山梨県が行っている犬・猫の引き取り、非係留犬の捕獲、捕獲した犬の公示、抑留、飼い主への返還、里親への譲渡、殺処分などの事務について、山梨県と協議を重ねているところであります。

また、甲府市独自の動物愛護センターの設置につきましては、場所の選定や施設規模などについて検討しているところであります。

今後につきましては、現在行っている猫の不妊・去勢手術費補助金制度などに加え、地域猫活動の案内や譲渡会による里親探しのほか、ボランティア団体との連携により適正飼育に関する飼い主のモラルの向上を図ってまいります。

Q5 子どもの活躍の場をつくることについて

若者の政策形成過程への参画を促進し、政治的関心を高めることも一つのねらいとして、昨年夏の参議院議員選挙からいわゆる18歳選挙権が導入されました。

投票率でみると本市では18歳有権者が51.46%、19歳有権者が37.93%という結果がでており、今後もその動向が注目されるところです。

社会全体が人口減少、少子高齢化へと向かい、いやがおうでも活力低下が懸念される場所であり、さらに2025年問題とこれまで経験したことのない社会保障受益者の増加問題に直面している我が国は、これをどう乗り越えるか、という点にいわば世界からの注目を集めているといえます。

生産年齢人口の減少をこれまで以上のイノベーションでカバーすることにより生産性を上げて経済成長を確保し、また地域包括ケアシステムの構築によって生涯にわたる地域生活を支えるなど、注がれる眼は「高齢化」という点に集中している感があります。

それはおそらく、国政、地方を問わず選挙という政治参加局面で、圧倒的に高齢者の参加率が高いという点に裏打ちされているのではないかと感じます。

若者の声が必ずしも反映されているとはいいいがたい状況が続いてきたともいえますが、いきなり政治参加を、といってもなかなか思うような成果が出ないことは十分予想されることです。

むしろより一般的に社会の持続可能性ということに視点を置いて、「社会の担い手」育成を政策の一つの柱に据えていくことが極めて重要だと私は考えます。

だからこそ市長も「子ども最優先のまち」を第一に掲げて市政運営のかじ取りをしていらっしゃると思います。

最近になってようやく国の予算においても消費税引き上げと同時に子育て支援分野への重点配分が行われようとしており、また、子育て支援への投資が人口減少局面においても経済成長に大きな効果を及ぼすと指摘する識者もいます。

いずれも、次代の社会の担い手をしっかり育成していくことが今後の人口減少社会においては極めて重要であるという認識が共有されたものです。

こうした視点に立って基礎自治体として取り組むべき方向を考えた時、こうふ未来創り重点戦略プロジェクト【2016 年度改定】に「子どもの意見表明の場づくり」が位置付けられています。まさに時代を的確にとらえたものと思います。

私も地区の青少年育成推進協議会に身を置く者として、いかにして子どもを主役にした場づくりを行っていくかにこれまで腐心してきました。

青少年育成市民会議においてもこうした趣旨の発言をさせていただき、夏休みのラジオ体操の充実や、ジュニアリーダーの活躍の場の充実等について、前向きな議論がなされていることは、出

来るところから手を付けていこうと懸命に模索するもので、行政としてもこうした議論を後押しすべきだと切に願うところです。

そこで、こうふ未来創り重点戦略プロジェクト【2016 年度改定】に位置付けられた施策はもちろん、こうした青少年の育成事業等を通じて、どのように「担い手」を育てていくのか、市長のご所見を伺います。

A 5 子ども未来部長（田中 元君）

子どもの活躍の場をつくることについてお答えいたします。

次代を担う子どもたちが社会の担い手として成長していくためには、子どもたちに光を当て、地域で活躍できる場、主役になれる場をつくることが極めて大切なことであると考えております。

こうした子どもたちの活躍の場づくりには、地域における育成活動が重要であり、さまざまな社会情勢の変化を乗り越えながら、これまで絶え間ない活動が続けられております。

本市の青少年育成甲府市民会議においても、地域でのラジオ体操の推進や、ジュニアリーダー活動の充実、子どもたちが意見を発表できる場等の検討がされているところです。

こうした中、本市といたしましては、青少年育成甲府市民会議とともに21世紀を考える少年の主張大会を子どもの意見表明の場として有意義な大会とすることとし、子どもたちのすばらしい意見が多く市民に届くように、その内容についてより一層の充

実を図ることといたしました。

また、青少年ジュニアリーダーにつきましても、その活躍をアピールし、ジュニアリーダーの活動を魅力のあるものとするため、さらなる内容の充実に取り組んでまいります。

今後におきましては、関係団体と連携する中で、子どもたち自身が地域で活動する意義を感じながら成長をし、本市の未来の担い手となれるよう、主体的な活動を積極的に支援してまいります。

Q 6 路上喫煙禁止指定区域の拡大について

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、現在国においては受動喫煙防止法に関する議論が盛んになっています。

海外では受動喫煙に関しては、極めて意識が高く、こうした海外から見れば、WHO世界保健機関が指摘するように、日本の対策は世界でも低いレベルにあると言われています。

WHOの報告によると、世界で毎年60万人が受動喫煙により死亡しているといわれ、また国内でも厚生労働省の報告によれば、死亡者数年間1万5千人と推計されています。

このように喫煙に関する問題は近年世界的にも大きな注目を集め、我が国においても喫煙の課題となっています。

こうした中、先の3月定例市議会において、わが党の中村議員が路上喫煙禁止区域の拡大等について質問し、当局から「甲府駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定することを目指していく」との前

向きなご答弁をいただいたことは大いに歓迎すべきところです。

本市の顔とも言うべき甲府駅周辺は、拠点形成事業によりペDESTリアンデッキ、北口駅前広場、よっちゃばれ広場、歴史公園などが整備され、平成23年に供用開始されました。また、駅南口につきましても、甲府駅南口周辺地域修景計画に基づき、平成25年から駅前広場、タクシープール、駐車場、駐輪場、エレベーター、総合案内所、公衆用トイレなど再整備が進められこの夏リニューアルオープンを迎えるなど、甲府駅周辺も大きく様変わりします。

本市は平成31年に開府500年を迎えると同時に中核市に移行いたしますが、レベルアップした本市を訪れる多くの皆様をお迎えするにあたって、本市の顔であり、山梨県の玄関口である甲府駅周辺の見事に整備された区域の環境を良好に保ち、再び訪れたいと爽やかな印象を持っていただけるようにしていくことは何より大切です。こうした意味においても、路上喫煙禁止区域を拡大し、たばこの吸い殻のポイ捨てをなくすことは重要な課題であると考えます。これまでオリオン通りの全区域を路上喫煙禁止区域に指定し、喫煙マナーの向上や環境美化に大きな効果を上げていることは承知しています。

是非ともその効果を広げていくためにも、路上喫煙禁止区域の拡大を早急に進めていくべきと思いますが、これまでの進捗状況及び今後の予定についてお示しく下さい。

A 6 環境部長（飯田正俊君）

本市の路上喫煙禁止区域の指定につきましては、平成22年10月に甲府市環境保全条例を施行し、同年12月からオリオン通りの全区域を対象として実施する中で、喫煙マナーの向上や、たばこの吸殻のポイ捨て防止による環境美化に努めてまいりました。

こうした中、新都市拠点整備事業に伴い、甲府駅北口周辺を整備したことにより、市民の皆様や甲府市議会より当区域の喫煙禁止区域指定について御要望をいただいていたところであります。

また、甲府駅南口においても甲府駅南口周辺地域修景計画に基づいた駅前広場などの整備の進展に伴い、甲府駅南北の整備されたエリアの良好な環境を確保することを目的に、路上喫煙禁止区域指定について検討を進めてまいりました。

これまでの経過につきましては、地元住民・地元商店街などの代表者、並びに山梨県などの行政機関の関係者と意見交換会を開催し、路上喫煙禁止区域の範囲や指定喫煙場所の選定などについて、さまざまな御意見を参考にする中で、今般、路上喫煙禁止区域を設定することといたしました。

今後は、今月中に告示を行うとともに、市民周知を図るため、本市広報誌や本市ホームページへの掲載、各種の広報媒体を活用したPRに努めるほか、甲府駅利用者へのチラシ配布などを行い、8月上旬に路上喫煙禁止区域の指定を開始してまいります。

指定後におきましても、平成31年には中核市への移行や開府

500年などの節目の年を迎え、交流人口の増加が期待されますことから、県都の玄関口であります甲府駅周辺については、職員による巡回指導や路面への路上喫煙禁止区域表示シールの設置などを行い、喫煙マナーの向上に努めるとともに、引き続き啓発活動を行い、環境美化と安全で清潔なまちづくりに努めてまいります。

Q7 産婦健康診査事業について

わが党はこれまで一貫して、チャイルドファースト社会の実現の観点から、母子の健康と子どもの健やかな成長を目指し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実現に取り組んでまいりました。

本市においては、こうふ未来創り重点戦略プロジェクト【2016年度改定】に様々位置づけがなされ、この4月からは、子育て世代包括支援センターの開設、マイ保健師制度の導入に加えて、新生児聴覚検査費用の助成や産前産後ケアセンターの通所型利用に対する助成をスタートさせるなど、母子保健にかかる諸事業を積極的に展開し、市長の掲げる「子ども最優先のまち」の実現に向けて着実に前進しています。目指すところの軌を一にするわが党としても大いに評価するところです。

こうした中、切れ目のない支援をより一層充実させるため、国においては本年度産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観

点から、出産後間もない時期の産婦の健診費用を国と市町村で助成する「産婦健康診査事業」をスタートさせました。

産後うつにより妊産婦が不幸にも命を絶つ事例は、東京都などの調査によると2005年から2014年までの10年間に東京23区で63人に上り、出生数に占める割合は、10万人当たり8.5人と、出血などによる妊産婦の死亡率の約2倍に相当するという結果が報告されています。

出産は病気ではないとよく云われるものの、産後は、ホルモンバランスの変化や育児への不安・重圧などにより、精神的に不安定になる産後うつを発症しやすく、対応が遅れれば新生児への育児放棄・虐待に繋がる恐れもあることから、その対策は喫緊の課題とされています。

子育て世代包括支援センターやマイ保健師などの制度とともに、産婦健康診査により早期にその兆候を発見することはまさに時宜にかなった取り組みと大いに期待するものです。

本市もいち早く取り組みを行うため本事業の実施を決定し、関連の補正予算が今議会に提出されたところです。

大変意義深いものと歓迎するものですが、一方で本事業は単なる健診費用の助成に留まらず、医療機関との連携やその後のフォロー体制が極めて重要であると思うところです。

そこで本事業の実施内容と医療機関との連携、フォロー体制等についてどのように考えているのか当局の見解をお示してください。

A 7 市長（樋口雄一君）

本市では今年度より子育て世代包括支援センターを開設する中で、全ての妊産婦等に担当の保健師を配置するマイ保健師制度を導入し、一人一人の妊産婦等に寄り添いながら、関係部署や関係機関とも連携し、包括的・継続的に支えていく体制をスタートしたところであります。

こうした中、産後うつ等の予防策につきましては、同センターにおきまして、国際的に使われているエジンバラ産後うつ病質問票を活用したスクリーニングを行い、点数が高いなどの産婦に対してはマイ保健師が訪問等を行うなど、独自の取り組みを実施しております。

今般、これに加え、医療機関との連携により、産後うつ等の予防を図る産婦健康診査事業の来月実施に向け準備を進めているところであります。実施内容といたしましては、出産後間もない時期の産婦が、本市の契約する医療機関等において、産後2週間、産後1カ月などの健康診査を受診した場合、1回当たり5,000円を上限に2回分まで助成してまいります。

また、医療機関との連携として、健康診査を行った後、受診票等により審査結果が本市に報告され、その結果に基づき、フォロー体制として支援を要する産婦に対しては、マイ保健師が必要な支援等を行うとともに、本市が費用助成をする産前産後ケアセンターの利用や、臨床心理士や助産師による産前産後ママケア事業

なども活用する中で、きめ細かな対応を図ってまいります。

今後とも本市の全ての妊産婦の皆様が安心して出産・子育てができるよう、その環境の整備を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力を賜りたいと存じます。